



平成19年5月14日

各位

会社名 ニチレキ株式会社
代表者名 代表取締役社長 菱山 貴史
(コード番号5011 東証第1部)
問合せ先 常務取締役管理本部長 山内 幸夫
(TEL:03-3265-1511)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成19年5月14日開催の取締役会において、平成19年6月28日開催予定の第63回定時株主総会に、下記のとおり定款一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 公告方法

当社の公告方法を電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告することができない場合の措置を定めるものであります。

(2) 役付取締役の削除

執行役員制度の一部見直しに伴い変更するものであります。

(3) 取締役の任期の変更

経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる体制を構築するため、取締役の任期を1年に短縮するものであります。

(4) 退職慰労金制度の廃止に伴う変更

退職慰労金制度の廃止に伴い、一部字句の削除を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成19年6月28日
定款変更の効力発生日	平成19年6月28日

以上

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第23条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p><u>2. 取締役会は、その決議によって取締役のうちから取締役社長1名を定め、また取締役会長および取締役副会長各1名ならびに取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第24条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第25条 取締役の報酬、賞与、退職慰労金その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(新設)</p>	<p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする、但し、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。</u></p> <p>(代表取締役)</p> <p>第23条 当社を代表すべき取締役は、<u>取締役社長のほか取締役会の決議により若干名を定めることができる。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(任期)</p> <p>第24条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第25条 取締役の報酬、賞与、その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>附則 <u>第24条の規定にかかわらず、平成18年6月29日開催の定時株主総会において選任された取締役の任期は、平成20年開催の定時株主総会終結の時までとする。本附則は、期日経過後これを削除する。</u></p>